

セーブ・ザ・チルドレン

子ども給付金

新入学サポート 2024

もうしこみしめきり
申込締切:1月26日(金) 23:59

お金にこまっている家庭の中学・高校に入学する子どもたちの給付金

日本に住んでいる人

新中学1年生
30,000円

新高校1年生
50,000円

合計
1,000名

返さなくてよいお金

1. 給付金をもらえる人

- 2024年4月に日本国内の中学校・高校などに進学する予定の新中学1年生または新高校1年生
- 申請するときに日本国内に住んでいて、下のセーブ・ザ・チルドレンが設定する対象条件A~C

すべてに当てはまる人

A

現在の生活状況が
1の(1)の①~⑤の
いずれかの条件に
当てはまる



B

保護者の年間所得が
1の(2)の①~③の
いずれかの条件に
当てはまる



C

卒業・入学に関わる
費用を用意すること
が難しい

※対象条件A・Bを証明する書類が必要です。/生活保護受給世帯は申し込むことができません。/申し込みをした人が多い場合は、審査をして給付金をもらえる人を決めます。

(1)対象条件A. 現在の生活状況

- 対象となる子ども、保護者やいっしょに住む家族に障害がある。
- 対象となる子ども、保護者やいっしょに住む家族に、毎日の生活をするのに困難があつて助けが必要または介護(病気になった人や生活の手助けをすること)を必要とするような病気がある。
- 対象となる子ども・保護者の両方またはどちらかが日本語をじぶんの国のことばとせず、毎日の生活をするのに日本語による対話がむずかしく支援を受けている。



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

④ 対象となる子ども・保護者の日本に住む資格が不安定であり(仮放免、無国籍など)公的支援が使えない。

⑤ 上の①～④には当てはまらないが、下のア～エのどれかに当てはまる。

ア. 対象となる保護者が家庭内暴力(DV)を受けている、または、それにより身を守るために安全な場所へ逃げている。

イ. 対象となる子どもが保護者の代わりに、小学校入学前のきょうだいのケアをいつも行っているために学校の遅刻や欠席が多い、あるいは成績が落ちてしまうなどの問題がある。

ウ. 病気・障害以外の理由で父・母以外の人が対象となる子どもを育てているなど、家庭の環境に事情があり支援を受けている。

エ. 上のア～ウに当てはまらないが、生活する上で配慮が必要な状況にある。

(2)対象条件B. 保護者の年間所得

① 2023年度(令和5年度)に非課税の世帯 または 児童扶養手当の全額が払われている世帯

② 2023年に生活のためのお金が少なくなり、2023年の所得が(ア)【新入学サポート 2024所得目安額】程度の世帯

③ 障害年金または遺族年金の受け取りがあり、2022年の所得が(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート 2024所得目安額】程度の世帯

(ア)【新入学サポート 2024所得目安額】

※育てている子どもの人数と世帯状況に合わせて確認してください

(単位:円)

子どもの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
ひとり親	1,350,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	2,870,000	3,220,000	3,570,000
ふたり親	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	2,870,000	3,220,000	3,570,000	3,920,000

(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート 2024所得目安額】

※育てている子どもの人数と世帯状況に合わせて確認してください

(単位:円)

子どもの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
ひとり親	1,879,680	2,124,720	2,549,720	2,974,720	3,399,720	3,824,720	4,249,720	4,674,720
ふたり親	1,999,680	2,474,720	2,899,720	3,324,720	3,749,720	4,174,720	4,599,720	5,024,720

(3)対象条件C. 卒業・入学に関わるお金の負担について

対象となる子どもの卒業・入学に関わるお金を用意することが難しいこと



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

2. 給付金の詳しい説明

【募集要項】はこちら
<https://bit.ly/3QJPT1N>



【ウェブサイト】はこちら
<https://bit.ly/474CEPv>



※1/5に公開予定です。

3. 申し込みのながれ

① 書類を準備する ※何種類かあります

●世帯の人を確認する書類

- 世帯全員分の住民票
- 児童扶養手当証書(ある人)

●保護者の年間所得を確認する書類

- 2023年度(令和5年度)課税証明書
- 2023年源泉徴収票(必要な人だけ)
- 家計急変申告書+収支計算書+帳簿など(自営業の人だけ)
- 障害・遺族年金改定通知書(ある人)

●現在の生活状況①～⑤を確認するための書類

- 障害: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- 病気: 診断書、主治医意見書、通院(入院)証明書、入院診療計画書など
- 日本語の支援: 日本語教室在籍(通所)証明書、通級開始決定通知書
- 日本に住む資格が不安定: 仮放免証明書、出入国在留管理庁通知書など
- ①～④以外: 保護命令書、被害届、母子支援生活施設の居住証明など

② 申請フォームを送る

インターネットで申請フォームに必要なことを入力し、書類のデータを追加して送信

【申請フォーム①】 <https://bit.ly/3RbCGiw>



※2024年1月10日(昼の12時)から入力することができます。

※QRコードを読み取り、申請フォームを開いて操作する場合はブラウザで開いてから記入してください。

QRコードリーダーのまま記入して一時保存を押してもデータ保存がされません。

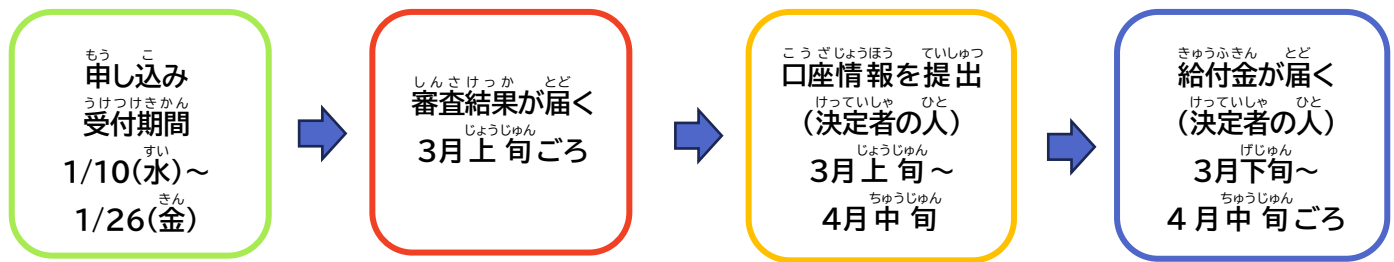
※オンラインの申請が難しい場合は、【問い合わせフォーム】に理由を書いて問い合わせください。

※申請フォームは2段階で①と②があります。両方の申し込みが確認できない場合は受け付けられません。



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

4. 申し込み申請受付から給付決定後までのながれ



※申し込み期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けることはできません。

※申し込みはオンラインです。方法についてわからないことやオンラインでの申し込みがむずかしい場合は、問い合わせフォームまたはメールで教えてください。

【申し込みに関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 新入学サポート 2024担当
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル 4階
問い合わせフォーム: <https://bit.ly/3sHIOXI>
Email: japan.kodomosupport@savechildren.or.jp

